

総務省組織規則の一部を改正する省令の概要

(平成30年4月施行分)

1 改正理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、平成30年度機構・定員要求の査定結果等を踏まえ、総務省組織規則（平成13年総務省令第1号）の一部を改正する。

2 改正内容

局名	改正内容	改正条文
自治税務局	企画課（税務企画官の新設に伴う所要の整備）	第33条
国際戦略局	国際政策課（企画官の新設に伴う所要の整備）	第36条
統計局	統計作成支援課（統計データ二次的利用推進企画官の新設に伴う所要の整備）	第68条
	調査企画課（統計品質管理官の振替廃止）	第71条
自治大学校	研修課程のうち、政策専門課程の廃止	第86条
自治行政局	選挙課（企画官設置期間の時限延長）	附則第13条

上記のほか、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

平成30年4月1日